

自治公民館生涯学習設備費補助要綱

1. 補助事業の名称
自治公民館生涯学習設備費補助金
2. 補助金交付額
 - ① 生涯学習設備費購入額が10,000円以上であること。
 - ② 1館につき購入額の2分の1を限度に交付する。
ただし、最高限度額を50,000円とし、1,000円未満を切り捨てた額とする。
 - ③ 交付申請は、1館につき年度内一回とする。
3. 補助対象設備
自治公民館における生涯学習、体力づくり事業の実施に必要な設備とし、具体的に例示すれば以下のとおり。
 - 生涯学習設備
 - ・ DVDプレイヤー、ビデオカメラ、プロジェクター、スクリーン、暗幕
 - ・ パソコン、カラオケセット、CDプレイヤー、ピアノ、天体望遠鏡
 - ・ テント、キャンプ用テント、ハッピ、伝統芸能伝承用物品、展示パネル、演台
 - ・ その他生涯学習活動に必要と認められるもの
 - 体力づくり設備
 - ・ 卓球、バレーボール、グラウンドゴルフ、野球等各種スポーツ用具
 - ・ 輪投げセット、バスケットボール、エアロバイク
 - ・ その他体力づくり用具として認められるもの
4. 補助対象外設備
個人的に利用されるもの、消耗品的なもの及び一般的な自治公民館の備品と考えられるものは対象から除く。具体的に例示すれば以下のとおり。
 - 補助対象外設備等
 - ・ ユニフォーム、シューズ類、はちまき、食器類
 - ・ テレビ、湯沸かし器、調理器具、机、イス 等（ただし、座学用座イスは対象とする。）
5. 補助金交付申請
別紙様式1により、必ず業者の見積書を添付して申請すること。
6. 事業実績報告書
物件購入後20日以内に別紙様式2により必ず領収書を添付して報告すること。
7. 補助金の支払
補助金の支払は、事業実績報告書提出後とする。
8. 書類提出の留意事項
 - (1) 補助金交付申請者は各自治館長とし、印鑑は私印を用いること。
ただし、自治公民館を設置していない地域においては館長に準ずる者を申請者とする。
 - (2) 書類の提出先は教育委員会生涯学習課とする。
9. 要綱の施行
この要綱は平成 9年4月1日から施行する。
平成13年4月1日改正
平成19年4月2日改正
平成27年5月11日改正